

大口町明るい選挙推進協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 民主政治の基礎である選挙が明るく正しく行われるよう、明るい選挙推進の総合計画及び推進を図ること目的として、大口町明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項の計画、推進方法を協議し、必要に応じて実施する。

- (1) 各種選挙の執行に際し、「選挙法を守る運動」を展開すること。
- (2) 民間における明るい選挙推進協力者の相互研修を行うこと。
- (3) 明るい選挙強調月間に啓発事業を展開すること。
- (4) その他明るい選挙推進に必要と認める事業を展開すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、大口町内に居住する有権者で、明るい選挙の推進に熱意を有する者を協議会にはかって、会長が委嘱する。

3 委員の解嘱は、前項に準ずる。

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠け、若しくは事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年6月15日から施行する。